

2 固定資産税の不均一課税

事業者が対象事業のために一定額以上の設備を取得した場合、当該設備の固定資産税について、不均一課税の適用を受けることができます。

(1) 対象業種、取得価額要件

税制措置の対象となる設備の価額は、業種及び資本金によって異なります。

事業者の規模	個人又は 資本金1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
製造業・旅館業	500万円以上の取得等	1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 新增設に係る取得等
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上の取得等		

(2) 対象設備

機械・装置・建物・付帯設備、構築物

(3) 適用期間

当該設備等の固定資産税を課すべき最初の年度（固定資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合、当該日の属する年）の4月1日の属する年度）以降、3年間。

(4) 税率

第 1 年 度	0.14%（通常の税率の10分の1）
第 2 年 度	0.35%（通常の税率の4分の1）
第 3 年 度	0.7%（通常の税率の2分の1）

(5) 手続きについて

町へ「固定資産税不均一課税申請書」を提出してください。

(6) 手続き窓口・お問い合わせ先

税務課 賦課係 ☎ 47-4683

壁・床等の新規、リフォーム、補修工事全般施工致します。

エム・エーインテリア

代 表 有 恵 啓 司

住 所 〒049-1331 松前郡福島町字三岳 86-2

電 話 0139-46-7492 FAX 0139-46-7493

携 帯 070-4790-0927

業務内容

壁紙・クッションフロア・長尺シート・
タイルカーペット・フローリング・絨毯等